# 奨学金事業の概要

# 2008年10月



### 目次



- 1. 奨学金の概要
- 1-1 奨学金事業に関する法令
- 1-2 奨学金の概要
- 1-3 貸与月額と貸与期間(第一種)
- 1-4 貸与月額と貸与期間(第二種)
- 1-5 奨学金事業予算
- 1-6 事業費の推移
- 2. 奨学金の申込から返還までの概要
- 2-1 奨学金申込の流れ
- 2-2 採用から貸与終了までの概要
- 2-3 奨学金の返還回収の概要 1
- 2-4 奨学金の返還回収の概要 2

- 3. 回収の状況と回収強化策
- 3-1 返還金回収状況 1
- 3-2 返還金回収状況 2
- 3-3 学種別延滞率(人員)
- 3-4 新規返還者の初年度末返還率
- 3-5 リレーロ座加入率
- 3-6 リスク管理債権の状況
- 3-7 法的処理の実施
- 3-8 回収促進策について 1
- 3-9 回収促進策について 2
- 3-10 回収促進策について 3

### 奨学金事業に関する法令



Page.2

### 日本国憲法、教育基本法及び独立行政法人日本学生支援機構法

### ▶日本国憲法 第26条 (第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

### ▶教育基本法 第4条

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性 別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2. 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上 必要な支援を講じなければならない。
- 3. 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学 の措置を講じなければならない。

### ▶独立行政法人日本学生支援機構法 第3条

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助 を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行う とともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対す る適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資すると ともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

# 1-2 奨学金の種類



区分		第一種奨学金(無利息)	第二種奨学金(利息付)		
対象学種		大学・短大、高専、大学院、専修学校専門課程 ※高校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次 都道府県へ移管	大学・短大、高専(4・5年生)、大学院、専修学校専門課程		
貸与	月額	定額	学生が選択		
		※私大・自宅外通学の場合6.4万円	※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択		
	学力	①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において上位1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生		
貸与基準	家計	951万円以下 ※国公大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与 所得者の場合 998万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所	1,292万円以下 ※国公大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与 所得者の場合 1,344万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所		
返還方法		得者の場合 卒業後20年以内	得者の場合 卒業後20年以内の元利均等返還		
返還利率•返還利息		_	上限金利3%(在学中は無利息) 19年度採用者から利率固定と利率見直方式の選択制導 入		

### 1-3 貸与月額と貸与期間(第一種)



■第一種奨学金の貸与月額は、学種・設置者・入学年度等によって異なる。

### 平成20年度入学者の場合

<u> </u>	75020	及八、	<u>п • 7 - 91</u>								
			貸	与月額	〔単位∶円	3)	貸与期間				
	区	分	国な	公立	私	立	貸	5 与始	期	貸与	終期
			自宅	自宅外	自宅	自宅外	予約	在学	緊急	予約•在学	緊急
大		学	45,000	51,000	54,000	64,000	4月	7月			<b>事                                    </b>
短	期大	:学	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	7月	4月からを	卒業・修 了予定年 月まで	事由発生 の年度末
高	1~3年	次	21,000	22,500	32,000	35,000	4月	4月	限度に家		3月 ただし、家 計急変事 由の発生 月が5月
専	4•5年2	欠	45,000	51,000	53,000	60,000		4月	計急変事 由の発生		
専	修学校	専門課程	45,000	51,000	53,000	60,000	4月	7月	月以降で 奨学生が		
大	修士課	<b>!</b> 程		00.4			4月	4月	希望する		以降の場 合は翌年
学		大学院		00,	000		477	<del>4</del>	月 		度末まで 継続可能
院	博士後	:期課程		122,	,000		4月	4月			小区小儿 FJ 月已
夏	大学通信教育 夏季・冬季スク―リ 88,000 ング						-	一面接授業	期間		

### 1-4 貸与月額と貸与期間(第二種)



■第二種奨学金は、奨学生が希望する貸与月額を選択する。

			貸	与 期	間	
区分	貸与月額	í j	章 与 始	期	貸 与 終 期	
		予約	在学	応急	予約•在学•応急	
高等専門学校· 大学·短期大学· 専修学校専門課 程	3万円・5万円・8万円・10万円・ 12万円から奨学生が希望する 額を選択	4月	4月~9 月の間	4月~3月 の間で奨	卒業•修了予定年月	
大学院	5万円・8万円・10万円・13万円・ 15万円から奨学生が希望する 額を選択	4月	で奨学 生が希 望する月	学生が希 望する月	まで	

■上記貸与月額の他に、私立大学の医学・歯学を履修する課程に在学する者については16万円を、薬学・獣 医学を履修する課程に在学する者については14万円を法科大学院の法学を履修する課程に在学する者に ついては19万円又は22万円の貸与月額を選択することができる。

# 1-5 奨学金事業予算



#### (1)予算額

(単位:億円)

						0		(—IZ:   &  1)
		区		分		平成19年度予算	平成20年度予算	比較増△減
事	業	費合言	+		(A+D)	8,503	9,305	801
第	事	業費	総額		(A)	2,777	2,793	16
— <u></u>		政府	f 貸	付	金 (B)	747	745	△ 2
一種奨党	財	返	還		金	1,742	1,756	15
種奨学金	源	高等等事業		奨 学 付	金 金 (C)	288	291	3
<del>1</del>		(В	) +	( C	)	1,035	1,036	1
第	事	業費	総額		(D)	5,727	6,512	786
_ ^		財政	融資	資	金	3,832	4,541	709
二種息	財源	財扱	と 機	関	債	1,170	1,170	0
種奨学金		返	還	金	等	725	801	77
<del>1</del>	〔禾	引子補 #	給 金〕		(E)	[ 169]	[ 238 ]	[ 69]
返遗	<b>是免</b> 隊	余等補助	金		(F)	20	35	15
—— 舟	<b>设会</b> 言	十負担額		(B	+C+E+F)	1,224	1,309	85
	次公司英担战 (B·G·E·I) 1,224 1,000							

### (2)予算人員

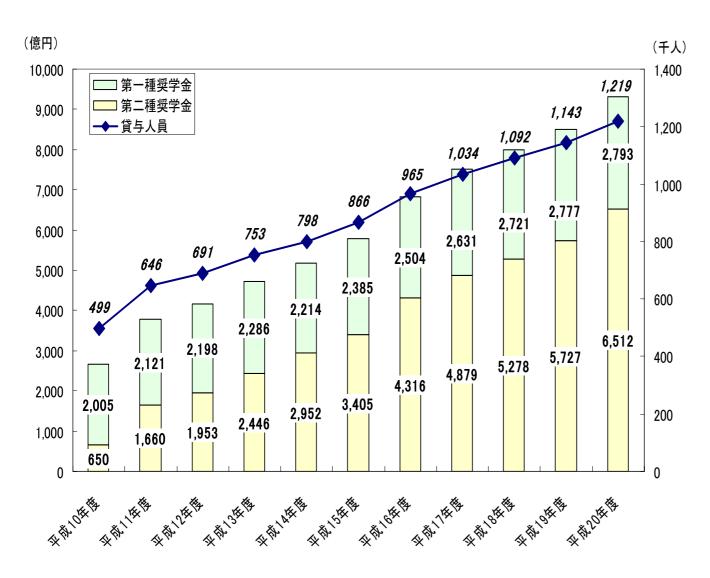
(単位:万人)

-			
区 分	19年度	20年度	増減
計	114.3	121.9	7.5
第一種貸与人員	46.7	46.8	0.1
第二種貸与人員	67.6	75.0	7.4

合計及び増減は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

# 1-6 事業費等の推移





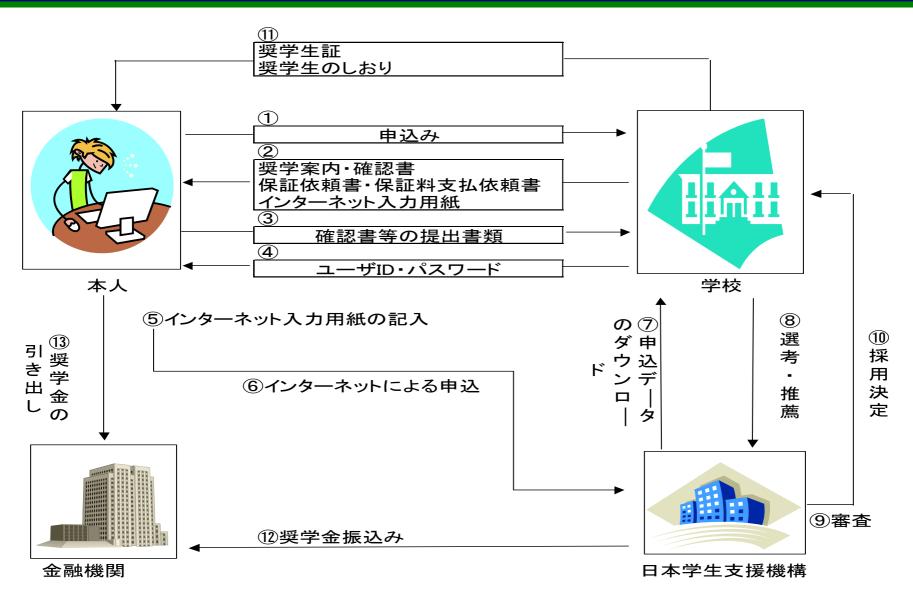
学生数に対する貸与率(19年度)

学 種	貸与率(%)
大学	29. 9
大学院	39. 5
高等専門学校	11.3
専修学校 専門課程	23. 4
計	29. 1

(注)貸与率は19年度貸与実績/19年度学生数(実員)

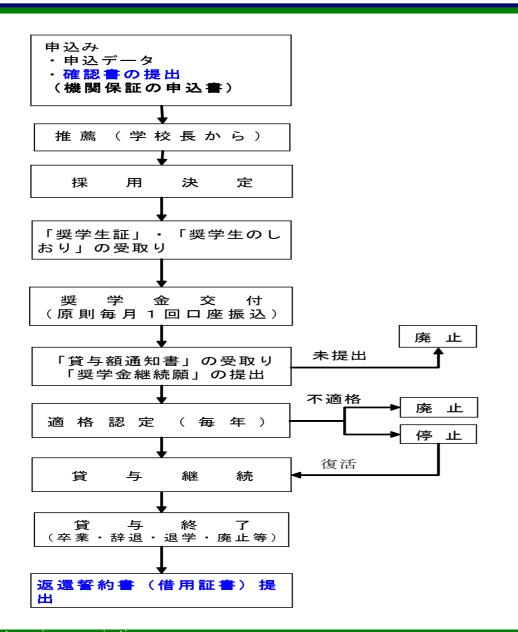
### 2-1 奨学金申込の流れ





### 2-2 採用から貸与終了までの概要





19年度申込者(1年次) 351,780人

19年度採用者(1年次) 331,408人

19年度 適格認定対象者 735,677人 廃止 8,599人 停止 9,161人

# 2-3 奨学金の返還回収の概要

本人・連帯保証人には電話督促

保証人に督励状を送付

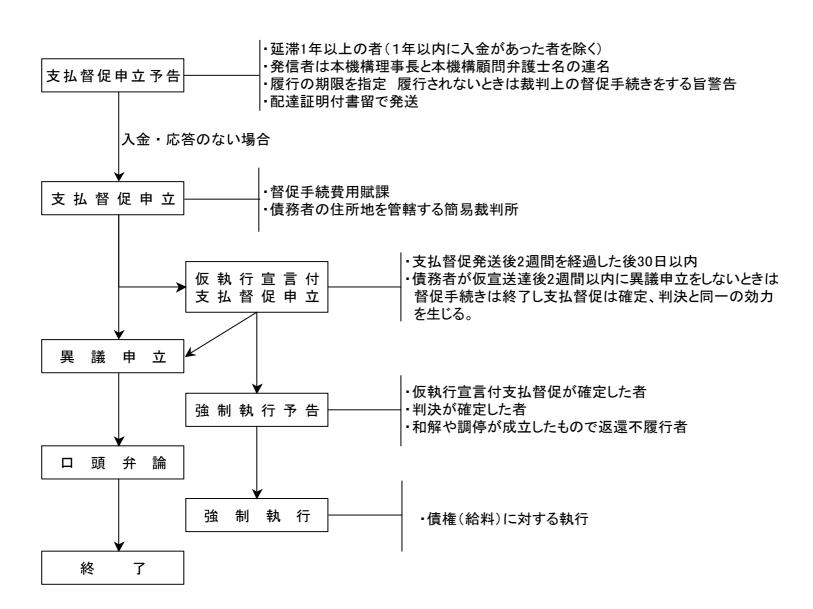


リレーロ座加入申込	リレーロ座未加入 者に対する督促
リレーロ座加入処理	
振替	(毎月)
振替不能1回目	
振替不能2回目	
振替不能3回目	
振替不能4回目	
振替不能5回目	
振替不能6回目 (振替停止)	
<b>1</b>	
請求書発送	

	人的保証		機関保証
本人	連帯保証人	保証人	本人
加入督促通知 加入督促架電	加入督促通知		加入督促通知 加入督促架電
加入承認通知			加入承認通知
振替案内通知 (年1回)			振替案内通知 (年 1 回)
振替不能通知送付 督促架電			振替不能通知送付 督促架電
振替不能通知送付	督励状 督促架電		振替不能通知送付 督促架電
振替不能通知送付 督促架電	督促架電		振替不能通知送付 督促架電
振替不能通知送付 督促架電		督励状 督促架電	振替不能通知送付 督促架電
振替不能通知送付 督促架電			振替不能通知送付 督促架電
請求書送付 督促架電			請求書送付・督促架電 「奨学金の返還について(調査票)」送付
1 2 ヶ月経過者	8ヶ月経過者	1 0 ヶ月経過者	延滞 8月目 督促書·請求書·督促架電延滞10月目 催告書·請求書·督促架電延滞11月目 訪問督促(現地調査)
	。 ・保証人等に住所調査 :4回(6月、9月、		延滞12月目 期限の利益剥奪通知書・請求 延滞13月目 代位弁済請求

# 2-4 奨学金の返還回収の概要 2





### 3 - 1 返還金回収状況 1



(単位:百万円)

	区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
要	返 還	額	(A)	229,668	257,545	285,452	317,486
返	還	額	(B)	178,974	201,319	224,039	251,452
返	還	率	(B/A)	77.9%	78.2%	78.5%	79.2%
	第一種	奨学	金	75.1%	74.7%	74.5%	74.9%
	第二種	奨学	金	85.0%	85.3%	85.5%	85.7%
未	返 還	額	(A-B)	50,694	56,226	61,413	66,035
繰	上返還	額		54,795	63,477	64,396	69,178

- (注) 1 要返還額とは、当該年度中に返還すべき額で、返還期日到来分のみ。
  - 2 要返還額及び返還額には、繰上返還額を含まない。
  - 3 繰上返還額とは、返還期日未到来の割賦金のうち、返還された額。

# 3-2 返還金回収状況 2



Page.13

												(単	<u>位:億円)</u>
Ι,	区 分	平成16年度末			平成17年度末			平成18年度末			平成19年度末		
		要返還額	返還額	返還率									
	当年度 期日到来分	1,283	1,183	92.2%	1,340	1,245	92.9%	1,395	1,301	93.2%	1,464	1,371	93.6%
第一	延滞分	356	47	13.3%	395	52	13.1%	420	51	12.1%	441	55	12.6%
種 奨 学	小計	1,639	1,231	75.1%	1,735	1,296	74.7%	1,815	1,351	74.5%	1,906	1,427	74.9%
字 - 金 -	繰上分	-	300	-	-	304	_	_	281	_	-	280	-
	合計	1,639	1,531	_	1,735	1,600	_	1,815	1,632	_	1,906	1,706	_
	当年度 期日到来分	588	545	92.7%	748	698	93.2%	927	866	93.5%	1,132	1,061	93.7%
第一	延滞分	69	14	20.0%	93	19	20.8%	113	23	20.1%	137	27	19.7%
第二種奨学	小計	658	559	85.0%	841	717	85.3%	1,039	889	85.5%	1,269	1,088	85.7%
学   金 	繰上分	-	248	_	-	331	_	-	363	-	-	412	_
	合計	658	806	_	841	1,048	_	1,039	1,252	_	1,269	1,500	_
	当年度 期日到来分	1,871	1,729	92.4%	2,088	1,942	93.0%	2,322	2,167	93.3%	2,596	2,432	93.7%
     合	延滞分	425	61	14.4%	487	71	14.6%	533	74	13.8%	578	82	14.2%
	小計	2,297	1,790	77.9%	2,575	2,013	78.2%	2,855	2,240	78.5%	3,175	2,515	79.2%
計	繰上分	_	548	_	_	635	_	-	644	_	-	692	_
	合計	2,297	2,338	_	2,575	2,648	_	2,855	2,884	_	3,175	3,206	_

(注) 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、集計した計数と必ずしも一致しない。

# 3-3 学種別延滞率(人員)



(単位:%)

		-	<u> </u>
平成16年度月末現在	平成17年度末現在	平成18年度末現在	平成19年度末現在
15.2	14.9	15.0	14.6
26.2	26.4	27.1	27.1
11.3	11.0	10.9	10.7
7.2	6.4	6.4	6.2
11.8	11.6	11.2	11.1
16.9	16.2	15.8	14.7
12.2	11.9	11.8	11.4
6.5	4.4	6.3	5.2
11.9	11.7	11.5	11.1
7.2	6.6	6.4	6.4
15.6	15.2	14.8	14.2
14.3	13.9	13.7	13.3
	15.2 26.2 11.3 7.2 11.8 16.9 12.2 6.5 11.9 7.2 15.6	15.2     14.9       26.2     26.4       11.3     11.0       7.2     6.4       11.8     11.6       16.9     16.2       12.2     11.9       6.5     4.4       11.9     11.7       7.2     6.6       15.6     15.2	15.2     14.9     15.0       26.2     26.4     27.1       11.3     11.0     10.9       7.2     6.4     6.4       11.8     11.6     11.2       16.9     16.2     15.8       12.2     11.9     11.8       6.5     4.4     6.3       11.9     11.7     11.5       7.2     6.6     6.4       15.6     15.2     14.8       14.3     13.9     13.7

(注) 延滞率 =

延滞者数

延滞者数+無延滞者数

× 100(%) で延人員に対するものである。

# 3-4 新規返還者の初年度末返還率



(単位:%)

区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
第一種	奨学金	93.8	94.5	94.3	95.8
第二種	奨学金	93.0	93.4	93.4	94.0
合	計	93.4	93.8	93.7	94.7

(注) 中期計画目標值

•95%以上

# 3-5 リレーロ座加入率



(単位:%)

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	第一種	94.1	95.0	95.0	96.1
新規返還開始者	第二種	94.8	95.7	95.4	96.4
	第一種+第二種	94.5	95.4	95.3	96.2
総合	第一種	75.5	79.1	82.0	84.6
	第二種	82.9	85.9	87.7	89.1
	第一種+第二種	77.9	81.6	84.3	86.5

(注) 中期計画目標値

•新規返還開始者 95%以上

-総合 80%以上

# 3-6 リスク管理債権の状況



(第一種) (単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度末要返還債権(a)	1,352,098	1,400,699	1,445,224	1,527,592
期末貸与金残高(b)	2,103,433	2,188,232	2,257,376	2,307,329
年度末3月以上延滞債権(c)	114,140	110,401	113,738	113,880
c/a	8.4%	7.9%	7.9%	7.5%
c/b	5.4%	5.0%	5.0%	4.9%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度末要返還債権(a)	904,711	1,126,779	1,405,026	1,707,806
期末貸与金残高(b)	1,696,242	2,063,593	2,466,898	2,893,661
年度末3月以上延滞債権(c)	64,605	76,008	93,654	111,375
c/a	7.1%	6.7%	6.7%	6.5%
c/b	3.8%	3.7%	3.8%	3.8%

(総合) (単位:百万円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度末要返還債権(a)	2,256,810	2,527,478	2,850,250	3,235,399
期末貸与金残高(b)	3,799,675	4,251,825	4,724,274	5,200,989
年度末3月以上延滞債権(c)	178,745	186,409	207,392	225,255
c/a	7.9%	7.4%	7.3%	7.0%
c/b	4.7%	4.4%	4.4%	4.3%

- (注) 1 中期計画目標値(要返還債権に対するリスク管理債権の割合)
  - •第一種 8.0%以下
  - •第二種 8.5%以下
  - 2 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある

### 3-7 法的処理の実施



■1年以上の延滞者を対象として、法的措置を前提とした請求の手続きの徹底を図るため、平成17年度末における延滞1年以上の者14万人のうち、1年以内に入金のあった者や自己破産等の債務整理中の者を除いた約10万件を法的処理の対象とし、集中的に実施している。

(単位:件数)

区分	支払督促申立 予告	支払督促申立	異議申立	仮宣申立	強制執行 予告	強制執行 申立
平成18年度支払督促申立予告	10,498	1,181	547	418	23	_
平成19年度支払督促申立予告	35,165	2,857	1,407	785	23	1
合 計	45,663	4,038	1,954	1,203	46	1

(2-4の流れ図参照)

- (注) 1.平成20年3月末現在の件数である。
  - 2.平成18年度支払督促申立予告には、平成17年度以前に支払督促申立予告をした者で平成18年度に法的処理を 実施した者を含む。
  - 3.平成18年度の強制執行予告23件のうち1件について、平成19年度に強制執行申立を実施した。

### 3-8 回収促進策について 1



#### ① 口座振替制度への加入促進 (平成7年度~)

平成7年度から口座振替制度(リレー口座)を導入。平成10年3月卒業者より全員加入とした。

平成14年度から、外部委託による電話での加入督促を実施。

平成20年3月卒業者からリレー口座の加入時期を早期化し返還誓約書提出時とした。

【 加入督促 平成17年度 58.935件 平成18年度 86.737件 平成19年度 131.986件 】

【 新規返還者加入率 平成17年度 95.4% 平成18年度 95.3% 平成19年度 96.2% 】

#### ② 各学校に対する延滞防止の徹底 (平成9年度~)

日本学生支援機構より各学校に延滞状況等を通知し、返還指導を徹底するように依頼。

#### ③ 外部委託を活用した督促の拡大 (平成13年度~)

口座振替不能者及び請求書方式による返還者で期日までに入金のない延滞者に対して、電話による返還の督促。

【 平成17年度 1,199,074件 平成18年度 1,301,642件 平成19年度 1,394,686件 】

#### ④ 分割返還による返還方法の弾力化 (平成16年度~)

決められた額の返還が困難な場合には、延滞の長期化を防止するため、延滞者の生活実態を踏まえた分割返還による返還や返還期限の 猶予制度を活用して、適切な指導を実施。

#### ⑤ 外部委託を活用した連帯保証人・保証人に対する請求の早期化 (平成16年度~)

従来より、延滞2ヶ月以上の者に対して連帯保証人・保証人に対する電話等による督促を実施。平成18年度は保証人に対する請求を早期化し、 振替不能4回目に督促を実施。

【 保証人に対する請求 平成17年度 振替不能5回目 ⇒ 平成18年度 振替不能4回目 】

### 3-9 回収促進策について 2



#### ⑥ 機関保証制度の導入 (平成16年度~)

従来の人的保証制度(連帯保証人と保証人を立てる)に加え、一定の保証料を支払うことにより連帯保証人・保証人の確保が難しい場合であっても、 自らの責任で奨学金の貸与が受けられる機関保証制度を導入。

【 加入率 平成17年度 17.3% 平成18年度 28.9% 平成19年度 35.1% 】

#### ⑦ 法的措置を前提とした請求督促の強化・充実 (平成17年度~)

1年以上の延滞者を対象として、法的措置を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じて法的措置を早期に実施している。

支払督促申立予告件数 【 平成17年度 4,167件 平成18年度 10,498件 平成19年度 35,165件 】

#### ⑧ 債権回収業務の外部委託の試験的導入 (平成17年度~)

延滞1年以上で過去1度も入金のない延滞者の一部を対象として、架電や文書による督促、返還者との折衝などの債権回収業務を包括的に委託。

【 平成17年度・・・・556件、201百万円について実施。うち、273件、75百万円回収 】

【 平成18年度・・・7.037件、4.437百万円について実施。うち、1.617件、219百万円回収 】

【 平成19年度・・・8,231件、1,382百万円について実施。うち、1,814件、222百万円回収 】

### ⑨ 外部委託を活用した延滞9月・12月の者への督促(平成18年度~)

振替不能後延滞9月及び12月となった延滞者へ請求書を送付した後、未入金者に対し、外部委託を活用した電話による返還督促を実施。

【 平成18年度・・・・延滞9月 3,227件 延滞12月 3,014件 】

【 平成19年度・・・・延滞9月 10,898件 延滞12月 7,731件 】

平成20年度から延滞8月、10月及び12月となった延滞者へ督促の早期化。

### ⑩ 潜在的な住所不明者に対する住所調査(平成18年度~)

請求書等が返戻とはならないが、応答の無い者のうち、連帯保証人と同じ住所の延滞者に対して、電話による住所調査を実施。

### 3-10 回収促進策について 3



#### ⑪ 機関保証選択者の返還誓約書に本人以外の連絡先欄を追加(平成20年度満期者~)

機関保証選択者の返還誓約書に本人以外の連絡先欄を追加することにより、郵便物が返戻等となり連絡が困難となった場合に速やかに連絡が取れるようにして延滞防止を図ることとした。

#### ① 個人信用情報機関への登録(平成21年度~)

延滞者の多重防止化の観点から、延滞情報のみを個人信用機関に登録することとし、平成21年度貸与中の者から対象するための準備を進めているところである。

#### ③ 法的措置の早期化(平成22年度~)

現在、1年以上の延滞者を対象に、法的措置を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じて法的措置を講じているが、平成22年度から延滞9ヶ月以上の者を対象に、法的措置の早期化を行う予定である。

#### (14) 返還誓約書の提出の早期化(平成22年度~)

返還誓約書は貸与終了後提出することとしているが、返還誓約書の未提出の防止等の観点から奨学生採用時に返還誓約書を徴収することとして準備を 進めているところである。